

鳥獣被害対策に係る特別措置法 の早期制定に関する要望

近年、特定の野生鳥獣の生息分布の拡大や生息数の急激な増加に伴い、農山漁村では、鳥獣による農林漁業被害が深刻化・広域化するとともに、人身被害も発生するなど農林漁業者をはじめ住民の暮らしが脅かされ、さらに高齢者の生きがいまでも奪うような状況にあり、農山漁村の過疎化をさらに加速させる一因ともなっています。

被害町村においては、これまでも種々の対策を講じてきたところですが、実際にはかなりの労力や経費を要し、しかも過疎化・高齢化による人手不足と自治体の財政難に加えて、制度面での制約もあることから、一時的な対応となりがちで、決め手となる根本的な対策とはなり得ていないのが実情であります。

このような状況にあることから、抜本的な鳥獣被害対策を講じるためには、地域における鳥獣被害の実態や対策の現状を踏まえ、市町村が、国や都道府県の支援・協力のもと、主体的に対策に取り組み、的確かつ迅速な対応ができるよう、新たな法的枠組みの創設が是非とも必要であります。

鳥獣被害対策は、環境保護の精神に違反するものではなく、その両立は完全に可能であり、農山村における人々の日々の営みを守るためのものであります。

よって、政府・国会におかれては、野生鳥獣による被害の実態について十分ご認識いただき、鳥獣被害対策に係わる実効ある措置を内容とする特別措置法を早期に制定されるよう強く要望します。

平成19年11月

全国町村会長
山本文男